

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、マンションの敷地内通路、外部出入口、廊下、階段において、傾斜路、手すり等の段差解消工事等を実施する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者、障害者、子育て世帯等に配慮した誰もが使いやすい良質なマンションストックの形成を誘導し、良好な住環境の改善の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 区分所有された建築物で、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。
- (2) 住宅部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分のうち、専ら住居の用に供する部分をいう。
- (3) 非住宅部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分のうち、前号に規定する部分以外の部分をいう。
- (4) 管理組合 区分所有法第 3 条及び第 65 条に規定する区分所有者の団体をいう。
- (5) 段差解消工事等 マンションの敷地内通路、外部出入口又は共用廊下、階段において段差がある場合に、傾斜路、車いす使用者用特殊構造昇降機、手すり等を設置するための設計、工事等をいい、詳細については別に定める。

(助成の対象マンション)

第 3 条 助成の対象となるマンションは、次の各号に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
- (2) 住宅部分の床面積の合計が、住宅部分と非住宅部分の床面積の合計の 3 分の 2 以上であること。
- (3) 異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として 6 以上であること。
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認済証の交付を受け、かつ、検査済証の交付を受けていること。
- (5) 管理組合の総会で、段差解消工事等を実施することの決議がされていること。
- (6) 原則として、本要綱に基づく助成を受けていないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ア 過去に受けた助成金の額と助成申請予定額との合計が、第 14 条で定める限度額を超えないこと。

(7) 法人格を持たない管理組合にあつては、代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当しないこと。

(8) 法人格を持つ管理組合にあつては、代表者及び役員が暴力団員に該当しないこと。

(管理組合登録及び事業計画書の提出)

第4条 段差解消工事等の費用に係る助成金の交付を受けようとするマンションの管理組合は、原則として、川崎市マンション管理組合登録・支援制度要綱第3条に基づく登録をし、施工者と段差解消工事等の実施に関する契約を締結する前に、事業計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定にする事業計画書を承認したときは、その旨を当該管理組合に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する事業計画書が不適当な場合において、承認をしないことを決定したときは、その理由を付して当該管理組合に通知するものとする。

4 事業計画書の提出は、第1項の規定にかかわらず、川崎市が提供する電子申請フォームにより行うことができる。

(市内中小企業者への優先発注)

第5条 段差解消工事等の費用に係る助成金の交付を受けようとするマンションの管理組合は、助成金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ助成に係る工事の発注を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(助成の申請及び通知)

第6条 第4条第2項に規定する通知を受けたマンションの管理組合は、施工者を決定した後、段差解消工事等の実施に関する契約を締結する前に、市長に助成金交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請において、助成金の交付を決定したときは、その旨を当該管理組合に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請が不適当な場合において、助成金の交付をしないことを決定したときは、その理由を付して当該管理組合に通知するものとする。

4 第2項に規定する通知を受けたマンションの管理組合(以下「助成決定組合」という。)は、段差解消工事等の実施に関する契約を締結することができるものとする。

5 助成金交付の申請は、第1項の規定にかかわらず、川崎市が提供する電子申請フォームにより行うことができる。

(助成金等の変更申請及び通知等)

第7条 助成決定組合は、助成金の額に変更が生じるときは、市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請において、変更を認めたときは、その旨を助成決定組合に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する申請が不適当な場合において、変更を認めない、又は助成をしないことの決定をしたときは、その理由を付して助成決定組合に通知するものとする。
- 4 助成決定組合は、助成決定組合の名称若しくは代表者に関する事項又は段差解消工事等の費用、完了予定期日、その他の段差解消工事等に関する内容を変更しようとするときは、市長に報告しなければならない。
- 5 助成金等の変更申請は、第1項の規定にかかわらず、川崎市が提供する電子申請フォームにより行うことができる。

(段差解消工事等の取りやめ)

第8条 助成決定組合は、段差解消工事等を取りやめるときは、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請において、段差解消工事等の取りやめが適当と認めたときは、その旨を当該助成決定組合に通知するものとする。
- 3 段差解消工事等の取りやめの申請は、第1項の規定にかかわらず、川崎市が提供する電子申請フォームにより行うことができる。

(完了報告等)

第9条 助成決定組合は、第6条第2項に規定する通知による市長が指定した期限までに段差解消工事等を完了し、速やかに市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 完了報告書
 - (2) 発注実績報告書
 - (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
 - 3 助成決定組合は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
 - 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第5条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

5 完了報告は、第1項の規定にかかわらず、川崎市が提供する電子申請フォームにより行うことができる。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する完了報告の検査を実施しなければならない。

2 市長は、前項に規定する検査により、段差解消工事等が適正であり、かつ、報告が助成金交付決定及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を前条の助成決定組合に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 助成決定組合は、前条第2項に規定する通知を受けた場合において、当該通知が交付された日から30日以内に、市長に助成金の請求をするものとする。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第12条 市長は、本要綱又は建築基準関係規定に違反していることが認められるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条に規定する助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた助成決定組合に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第14条 助成金の額は、段差解消工事等に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額とする。ただし、助成決定組合の住戸数に10,000円を乗じて得た額及び予算の範囲内を限度とする。

(財産処分の制限)

第15条 助成金の交付により取得した財産の処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び国の各省庁が定める財産処分承認基準の取り扱いに準ずるものとする。ただし、やむを得ない事由によると市長が認めた場合はこの限りでない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本要綱施行の前までに、総会にて段差解消工事を行うことの決議がなされている場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。